

山形市告示第 2 7 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 1 6 日

山形市長 佐藤 孝 弘

1 市長が指定する場所

検査 区域	対象となる 特定計量器	実施日時	実施場所	検査を実施する 指定定期検査 機関の名称
市内西部全域 (JR 奥羽本線の西側の地域)	計量法施行令(平成 5 年政令第 3 2 9 号)第 1 0 条第 1 項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	4 月 17 日(月) 9:30~11:00	山形市千歳コミュニティセンター	一般社団法人山形県計量協会
		4 月 17 日(月) 13:00~14:30	山形市金井コミュニティセンター	
		4 月 18 日(火) 9:30~11:00	山形市村木沢コミュニティセンター	
		4 月 18 日(火) 13:00~14:30	山形市本沢コミュニティセンター	
		4 月 19 日(水) 9:30~11:00	山形市南山形コミュニティセンター	
		4 月 19 日(水) 13:00~14:30	山形市南沼原コミュニティセンター	
		4 月 20 日(木) 9:30~11:00	山形市飯塚コミュニティセンター	
		4 月 20 日(木) 13:00~14:30	山形市江南公民館	
		4 月 21 日(金) 9:30~11:00	山形市西部公民館	
		4 月 21 日(金) 13:00~14:30	山形市霞城公民館	
		4 月 24 日(月) 9:00~12:00	一般社団法人山形県計量協会	
		4 月 24 日(月) 13:00~16:00	一般社団法人山形県計量協会	
		4 月 25 日(火) 9:30~11:00	山形市大郷コミュニティセンター	
		4 月 25 日(火) 13:00~14:30	山形市出羽コミュニティセンター	
		5 月 9 日(火) 10:00~12:00	山形市公設地方卸売市場	
		5 月 9 日(火) 13:00~14:30	山形市公設地方卸売市場	

備考

- 1 表に定める実施日時及び実施場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、市長が別に指定する日時に一般社団法人山形県計量協会において行う。
- 2 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり定期検査を実施することが困難と認められるときは、当該定期検査を中止する場合がある。この場合には、山形市ホームページ等において公表する。

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による

特定計量器が所在する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施期日	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
市内西部 全域（JR 奥羽本線 の西側の 地域）	計量法施行令第10条第1項に 規定する非自動はかり、分銅及 びおもり並びに皮革面積計	4月17日（月）から 12月22日（金）まで （指定定期検査機関が指定する日）	一般社団法人山形県計 量協会